

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) (時間)	備 考
⑧ 災害廃棄物処理 (広多賀谷多目的広場に 持ち込む場合など)	(災害ゴミ) 環境政策課 (25-3302) 《8:30~17:15》 (土砂) 土木維持課 (25-3351) 《8:00~20:00》	【受付場所】 広多賀谷多目的広場 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝を含む) ○家庭から出た災害ごみ(可燃ごみ等以外の畳、 ふとん、粗大ごみ(家具など)、家電等を含 む。)及び災害による土砂等 ○出し方などの詳細については、担当窓口にお たずねください。 ※土砂のうち、少量で車両通行に支障がない場合 は、土嚢袋に入れて地域で取りまとめて出して いただくことも可。
⑨ 上下水道 (応急対策, 復旧対策)	(水道) 管路管理課 (26-1637) 《8:30~17:15》 (下水道) 下水建設課 (26-3843) 《8:30~17:15》	
⑩ 住宅等の提供 ①公営住宅等の提供 ②民間賃貸住宅の借上提供 ③民間空き家等の提供 呼びかけ ④応急仮設住宅	住宅政策課 (25-3391) (25-3830) 《8:30~20:00》	【対象者】 (1)災害により居住する住宅を失った方 (2)住宅が半壊又は一部損壊し、継続して居住 することが困難となった方 ※後日、り災証明書等を提出
⑪ 義援金の配分	福祉保健課 (25-3265) 《8:30~17:15》	
⑫ 災害見舞金等の支給 災害弔慰金 災害障害見舞金 呉市災害見舞金 広島県災害見舞金 被災者生活再建支援金 災害見舞金 (社会福祉協議会)	福祉保健課 (25-3265) (25-3103) (呉市社会福祉 協議会) (25-3509)	【受付場所】 ○市役所1階 特設窓口 ○各市民センター 【対象】 災害により住居が全壊又は半壊した場合等 【手続に必要なもの】 被災状況や申請内容により、必要書類が異なり ます。 (例)り災証明書等

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) (時間)	備 考
⑬ 税金・納付書等の減免、免除		
固定資産税の減免、納期の延長	資産税課 (25-3214) 《8:30~20:00》	
市民税の減免、納期の延長	市民税課 (25-3195) 《8:30~20:00》	
税金の徴収猶予	収納課 (25-3201) 《8:30~20:00》	
税証明手数料の免除	市民税課 (25-3195) 資産税課 (25-3211) 《8:30~17:15》	(1)市民税関係 被災された法人・個人に係る税関係証明 (2)固定資産税関係 被災された個人(相続関係人含む)又は法人に係る税関係証明書等 ※いずれも被災、復旧等に関する手続きに用いるものに限ります。
住民票等交付手数料の免除	市民窓口課 (25-3161) 《8:30~17:15》	被災された方に限ります。 【対象となる証明書】 (1)住民票・戸籍の附票の写し (2)住民票の記載事項に関する証明書 (3)個人番号カードの再交付 (4)個人番号通知カードの再交付 (5)身分に関する証明書 (6)印鑑登録証明書
通知カード・マイナンバーカードの再交付手数料の免除	市民窓口課 (25-3161) 《8:30~17:15》	※り災証明書の提示(書面確認)が必要です。 (り災証明書申請中等の場合は「手数料免除申請書」の提出が必要です。)
介護保険料の減免	介護保険課 (25-3176) 《8:30~17:15》	災害により、住宅、家財などの資産に受けた損害額が資産の20%以上の場合、申告により所得額に応じて12.5~100%までの割合で減免します。
介護保険サービス利用料の減免	介護保険課 (25-2626) 《8:30~17:15》	住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、一部負担金(窓口負担)の支払いが免除されます。
総合事業サービス(指定事業所提供分)利用料の免除	介護保険課 (25-3149) 《8:30~17:15》	

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) 《時間》	備 考
⑬ 税金・納付書等の減免、免除		
国民健康保険料の減免	保険年金課 (25-3153) 《8:30~17:15》	災害により、資産に受けた被害額が資産の20%以上(床下浸水は非該当)の場合、申告により災害が発生した日から1年以内に到来する納期に係る保険料を所得額に応じて、12.5~100%までの割合で減免します。 ※所得による制限、損失額等から保険金等により補てんされた額を除く場合があります。
後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 (25-3156) 《8:30~17:15》	災害により、住宅の全半壊、床上浸水等の被害の場合、申告により災害が発生した月から全額を月割で減免します。
国民健康保険の一部負担金(窓口負担)の免除	保険年金課 (25-3154) 《8:30~17:15》	平成30年7月豪雨により被災され、次のいずれかの要件に該当される方は、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、一部負担金(窓口負担)の支払いが猶予・免除されます。 (平成30年10月末まで) 【対象者】 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担)の免除	保険年金課 (25-3156) 《8:30~17:15》	
保育料の減免	子育て施設課 (25-3144) 《8:30~17:15》	自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、り災証明書の提出により、被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間、保育料の全額または一部を免除します。
放課後児童会分担金の減免	子育て支援課 (25-3254) 《8:30~17:15》	自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、り災証明書の提出により、被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間、分担金を免除します。
障害福祉サービス等利用者負担額の免除	障害福祉課 (25-3523) 《8:30~17:15》	災害による損害の程度が半壊以上、床上浸水の場合、申告により障害福祉サービス等の利用者負担額を1年間全額免除します。
国民年金保険料の免除	保険年金課 (25-3157) 《8:30~17:15》	被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合、申告により保険料を免除します(所有財産のおおむね2分の1以上の損害)。
斎場使用料の免除	環境政策課 (25-3298) 《8:30~17:15》	災害により死亡された方に対する斎場使用料を免除します。

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) (時間)	備 考
⑬ 税金・納付書等の減免, 免除		
上下水道料金等の免除	上下水道局 営業課 (26-1615) 《8:30~17:15》	<p>居住用の家屋が, 床上浸水, 床下浸水, 全壊, 半壊, 一部損壊したお客様に対し, 当該者の居住用家屋の上下水道料金等を次のとおり免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災場所におけるり災日の属する1期分(2か月)の料金 ・り災のため市内に転入居した場合, その転入居先に入居した日の属する期から最長12期分(2年)の料金
消防関係手数料の免除	消防局 予防課 (26-0323) 《8:30~17:15》	災害により被害を受けた危険物施設を現状復旧する場合, 設置・変更許可申請等の手数料を減免します。
⑭ 交通機関〈呉方面〉		
JR呉線関係	交通政策課 (25-3239) 《8:30~17:15》	
クレアライン, 国道31号関係	交通政策課 (25-3399) 《8:30~17:15》	